

改正

平成25年3月25日告示第8号
平成27年2月10日告示第5号
平成30年3月28日告示第4号
平成31年2月26日告示第14号

塩尻市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における公共交通の確保その他利用者の利便の増進に必要な事項について協議するため、塩尻市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運行形態及び運賃に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の実施及びその利用者から収受する対価に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、市長が主宰する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内で運行している路線バス事業者
- (2) 市内に営業所を有するタクシー事業者
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長又はその指定する職員
- (5) 市内で運行している路線バス事業者の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 道路管理者
- (7) 塩尻警察署長又はその指定する職員
- (8) 長野県の職員
- (9) 市長の指定する職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認める場合は、交通会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、建設事業部都市計画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。